

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第79準備書面関係)

2021年(令和3年)5月18日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
584	口頭弁論要旨	2021年5月11日	原告 西村敦子	原発事故が起きた際に、京都市が舞鶴市の避難先となっていることは、非現実的であること。
585	舞鶴市原子力災害 住民避難計画(2019(平成31) 年3月19日改訂版)	2019(平成31) 年3月19日	舞鶴市	舞鶴市の改訂された避難計画の内容

以上